

○登録事務取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）が行う司法書士の登録に関する事務（以下「登録事務」という。）を処理するために必要な事項を定め、登録事務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(通 則)

第2条 本会が登録事務を処理するための発信文書（登録事務についての一般的指導、照会及び回答に関する文書を除く。）は、登録事務発信簿に記載し、発信番号を「山形司登発第〇〇号」と表示し、一般文書と区別するものとする。

2 本会に登録事務の処理に使用するため、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）が調製した、次の各号に掲げる印版を備えるものとする。

- (1) 登録事務受付印
- (2) 登録事務表示印
- (3) 印紙消印

3 本会は、登録の申請手続（届出、申出を含む。）等（以下「申請手続等」という。）に関する書類又は登録事務を処理するための文書を受け付けたときは、当該書面の適宜な個所に前項第1号の登録事務受付印（以下「受付印」という。）を押印する。ただし、様式により受付の日を記載する欄の定めがあるものは、日付の記載に替えてその欄に受付印を押印する。

4 本会は、申請手続等に関する書類又は登録事務を処理するための文書を送付する際の封筒には、第2項第2号の登録事務表示印を適宜の個所に朱印で押印するものとする。

5 本会は、日司連登録事務取扱規則（以下「連合会規則」という。）第15条第2項の収入印紙の消印を、第2項第3号に定める印紙消印をもって行うものとする。

(登録の申請)

第3条 本会は、連合会規則第7条第2項の定めにかかわらず、特段の理由がある場合、使者による場合であっても登録申請書を受け付けることができるものとする。ただし、この場合には登録申請者が出頭できない特段の理由を記載した書面を徴するものとする。

2 前項ただし書の書面は、A4版横書きに登録申請者が自署し、登録申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を押印させるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 本会は、連合会会則第38条第2項第1号の司法書士の資格を有することを証する書面の写しに、連合会規則第13条第5項の規定に基づき、原本と相違ないことを確認したことを証するために、受付印を押印するものとする。

(登録申請書の受付)

第5条 本会の行う連合会規則第14条第1項の調査は、登録申請書の登録申請者による

記載事項の脱漏・誤記等形式的な書面審査並びに連合会会則第38条第2項および第3項に定める書面が添付されていることの形式的な調査とする。

- 2 本会は、登録申請者が入会届を提出しなかったときは、司法書士法（以下「法」という。）第10条第1項第1号に該当し、登録拒否事由になることを告知し、入会届を提出させなければならない。
- 3 本会の行う連合会規則第14条第3項による登録申請者に対する指示は、次のいずれかの方法によるものとする。ただし、本会会則第114条の登録調査委員会（以下「委員会」という。）の面接による調査の場において、口頭により指示することができる。
 - (1) 登録申請書に記載された事務所若しくは自宅への電話による通知
 - (2) 登録申請書に記載された事務所若しくは自宅への文書でのFAXによる通知
 - (3) 登録申請書に記載された事務所若しくは自宅への文書での郵送による通知
- 4 前項の通知には、連合会規則第16条第3項の規定により、登録申請書を15日以内に連合会に送付しなければならない旨、及び、規則第14条第4項の期限も併せて通知しなければならない。
- 5 連合会規則第14条第6項に定める理由書は、A4版横書きに登録申請者が自署し、登録申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を押印させるものとする。
- 6 連合会規則第16条第1項又は第5項に定める登録申請書及び添付書類の送付は、書留郵便によるものとする。

（登録免許税の取扱い）

第6条 本会は、登録免許税の納付に係る収入印紙を、登録申請者において消印させてはならない。

（登録に関する調査及び登録申請書の送付）

第7条 連合会規則第16条第1項の調査は、本会の登録調査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会の調査は、第5条の調査及び法第5条各号又は法第10条第1項第2号若しくは第3号に該当しているかどうかを調査するための面接調査を行う。
- 3 委員会による面接調査は、登録申請をしようとする者と予め協議のうえ登録申請書を提出する日を定め、提出日に申請書の受付及び委員会委員による面接を行う等、登録申請者の負担とならないよう配慮しなければならない。ただし、登録申請書を受け付けた後、登録申請者と協議のうえ、面接調査の日時を定めることもできる。
- 4 面接調査にあたっては、登録申請者及び関係者のプライバシーを侵すことのないよう留意しなければならない。
- 5 本会は、連合会規則第16条第5項の理由書を添え連合会に登録申請書を送付したときは、調査について連合会の指示に従わなければならない。

（登録申請書の受理後の補正）

第8条 連合会規則第17条第3項の補正のための登録申請者に対する通知は、第5条第

3項の規定を準用する。

2 前項の通知には、補正のための1週間以内の期限も併せて通知しなければならない。

(登録申請書の取下げ)

第9条 本会は、連合会規則第18条第3項又は第8項の受領書に、登録申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を押印させなければならない。

2 本会は、取下げの申し出が登録申請書を連合会に送付した後のときは、連合会に登録前であることを確認しなければならない。

3 本会は、連合会規則第18条第4項により登録申請取下書を連合会に送付したときは、発信簿に連合会規則第5条第2項に定める事項のほか、備考欄に取下の旨を記載するものとする。

4 連合会規則第18条第3項、第4項、第5項及び第8項の定めによる送付は、書留郵便による。

(登録)

第10条 本会の行う連合会規則第21条第3項の定めによる登録証の交付は、登録をした者を司法書士会に出頭させ、本会会長より手交するものとする。

2 本会は、連合会規則第21条第5項の司法書士登録証受領書に、登録申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を押印させなければならない。

(登録拒否の取扱)

第11条 本会は、連合会規則第26条第6項の受領書及び連合会規則第50条の手数料の領収証に、登録申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を押印させなければならない。

(変更の登録)

第12条 連合会規則第27条の登録申請については、第3条、第5条第1項、第2項、第5項、第6条及び第10条の規定を準用する。

2 連合会規則第27条第3項で準用する連合会規則第16条の送付は、書留郵便によるものとする。

(旧登録証の返還)

第13条 本会は、連合会規則第28条第3項による旧登録証の返還を受けたときは、「失効」と記載し、受付印を押印するものとする。

2 連合会規則第28条第3項ただし書きに定める理由書には、第3条第2項を準用する。

(登録事項の変更の届出等)

第14条 連合会規則第30条第1項、第31条、第32条又は第33条の届出については、第5条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。

2 連合会規則第34条の届出は、登録事項変更届出書に事務所の所在地及び事務所開設の旨を記載させるものとする。

3 連合会規則第30条第2項の送付は、書留郵便によるものとする。

(証明の請求)

第15条 本会は、連合会規則第54条第2項又は第55条の証明請求書を備え置く。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）から効力を生ずる。